

2018年11月14日

厚生労働大臣 根本 匠 様

日本共産党島根県委員会  
委員長 後藤勝彦

## 国民健康保険の再建・改革と介護保険の充実を求める申し入れ

安倍政権は今年4月から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする「国保の都道府県化」をスタートさせました。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保料(税)軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差し押さえなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども推進し、都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が“採点”し、“成績の良い自治体”に予算を重点配分する仕組み(保険者努力支援制度)も導入されました。

財務省は10月30日に開いた財政制度等審議会の分科会で、各市町村が国保料(税)軽減のため独自に行っている一般会計からの繰り入れを「速やかに解消すべきだ」と提起しました。厳しい国保財政を支えている独自繰り入れをやめれば、今でも高すぎる国保料(税)の値上げにつながることは明らかです。

国保加入者の貧困化・高齢化・重症化が進む中で、国保に対する国の責任の後退が、市町村の収支圧迫と国保料(税)の高騰を招いています。国保の構造的な問題を解決する道は、国庫負担の引き上げによる国保料(税)の引き下げ、国保証の取り上げ、機械的な差し押さえの中止、貧困打開による制度の再建などを抜本的にすすめることです。

介護保険においては、高い介護保険料が払えず、滞納を理由に預貯金などの差し押さえを受けた高齢者が2015年度、1万3371人と過去最多になりました。

島根県内での未納者(2018年6月時点)は4354人に達し、介護サービス制限などのペナルティーを受けている人が115人(うち給付減額措置110人)にも達しています。未納者の多くは、年金が月1万5千円以下の低年金・無年金の普通徴収の高齢者であり、国として実効性のある保険料の減免制度をつくるべきです。

以上の立場から、下記事項を要望します。

### 記

#### (1) 国民健康保険について

1. 国庫負担を大幅に引き上げ、国保料(税)を抜本的に引き下げること。
2. 「均等割」「平等割」を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にすること。
3. 保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げを中止すること。無慈悲で強権的な差し押さえは中止すること。
4. 生活困窮者自立支援制度担当部署と国保担当部署との連携が密に図られるようさらなる周知徹底を図ること。
5. 「保険者努力支援制度」における「一般会計繰入等の削減」という評価指標は削除し、市町村による一般会計繰入や都道府県の独自財源投入など、住民の負担軽減をはかる自治体の努力を推進・応援すること。
6. 国保法第44条に基づく、窓口負担の減免制度の改善・拡充をはかること。

#### (2) 介護保険について

1. 介護保険料を引き下げるとともに、国保料(税)や後期高齢者医療保険料に比べても過酷な介護保険料の滞納へのペナルティーを見直すこと。